
第 24 回 「神奈川県弁護士会人権賞」 候補者推薦のお願い

1. 神奈川県弁護士会では、横浜市緑区（現青葉区）で発生した米軍機墜落事故訴訟弁護団からの寄付をきっかけに、平成4年3月に人権救済基金を設立しました。その有意義な使途のひとつとして、人権擁護の分野で優れた活動をした個人、団体を表彰することにより、人権擁護の輪を広げ、人権の更なる発展と定着に寄与したいと考え、平成8年に人権賞を創設いたしました。
2. 表彰の対象としている活動は、次のような人権擁護活動をされたものです。
 - 人権の侵害に対する救済活動
 - 人権思想の普及・確立のための活動
 - その他、人権擁護のための活動
3. 憲法が定める様々な基本的人権の擁護、確立のための活動、特に高齢者・子ども・障がい者・外国人の人権に関する問題、刑事被告人・被疑者・犯罪被害者の人権に関する問題、両性の平等に関する問題、消費者問題、公害環境問題、労働問題など、人権の保障がまだ十分でない状態にある人たちの人権の擁護・確立のための諸活動を行い、優れた功績を挙げた民間の個人、グループ、団体を表彰の対象とします。
4. この賞の対象者は、県内に住所、事務所を有し、又は県内に主たる活動の本拠をおくものとしませんが、その活動が全国的又は国際的な広がりをもつものを含みます。なお、当会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

5. **神奈川県弁護士会人権賞の足跡**

過去5年間の受賞者・受賞団体は別紙のとおりです。

6. **選考・表彰の方法**

①**選考方法**

一定内容を記載した別紙「推薦書」により広く、会の内外からの推薦を受け（自薦・他薦を問いません）、選考委員（学識経験者等の委員5名、弁護士会委員3名）の方々の審議を経て決定します。

②**選考・表彰スケジュール**

推薦受付 2019年6月3日（月）から2019年7月31日（水）まで
選考会を経て、2019年11月2日（土）に贈呈式を行う予定です。

③**賞の内容**

受賞者には、正賞（賞状）と副賞の賞金を贈呈

7. **県内で皆様のまわりに、これぞ人権賞！という個人の方または団体はありませんでしょうか。是非、推薦して下さい（別紙、推薦書及び関係資料を当会宛に7月31日（水）必着にて郵送又はご持参下さい）。**

この賞についてのお問い合わせは下記へお願いします。

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地

TEL：045-211-7705

FAX：045-211-7718

神奈川県弁護士会 業務課「人権賞」係

※この推薦書にご記入いただいた個人情報、人権賞選考の目的の為に利用いたします。

※また、ご応募いただいた方の個人情報は、神奈川県弁護士会が取り扱う人権賞に関する各種ご案内など情報提供のために使用することがございます。